

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県環境影響評価条例				
条 例 番 号	昭和55年神奈川県条例第36号	法規集	第5編第1章		
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課				
条 例 の 概 要	<p>神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、環境保全上の見地から適正な配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、条例により事業の実施に際して行う環境影響評価手続を定める必要があり、本条例は現在においても必要な条例である。</p>			<p>本条例の対象は、環境影響評価法の対象事業及び法対象事業以外の一定規模以上の事業。</p>
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>県は環境影響評価手続において、過去5年間に19件の審査を行っており、現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資するという本条例の目的の実現に一定の効果を発揮していることから、有効である。</p> <p>ただし、環境影響評価法施行令の改正によって太陽光発電事業が法対象事業に追加されたことを受け、運用の見直し等を検討する。</p>			<p>審査実績</p> <p>平成26年度6件 平成27年度3件 平成28年度4件 平成29年度3件 平成30年度3件 計19件</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な時期に公表し、これに基づき住民及び市町村長の意見を聴くこととしており、事業者に対して効率的に環境保全上の見地から適正な配慮を求めることができる制度となっている。</p> <p>また、他の法令による手続との調整について規定することによって手続の重複を回避するなど、本条例の目的達成のために効率的な内容となっている。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例で定める環境影響評価手続は、事業者が環境への配慮を促すことにより、「かながわランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の2025年にめざすがたで掲げている「県民、NPO、企業、団体、行政などすべての活動の担い手が、日常生活や事業活動の中で、より積極的に環境に配慮して行動することにより、持続可能な社会の構築」を目指すものであり、県政の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>本条例で定める環境影響評価手続は、本条例の目的を達成するために必要かつ合理的な内容であり、憲法・法令に抵触しない。</p>			
その他	規則で引用している他法令等の改正等に伴い、規則改正を行う。				
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>現行条例の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はないが、環境影響評価をよりの確に行うため、運用の改善等を検討する。</p>			